

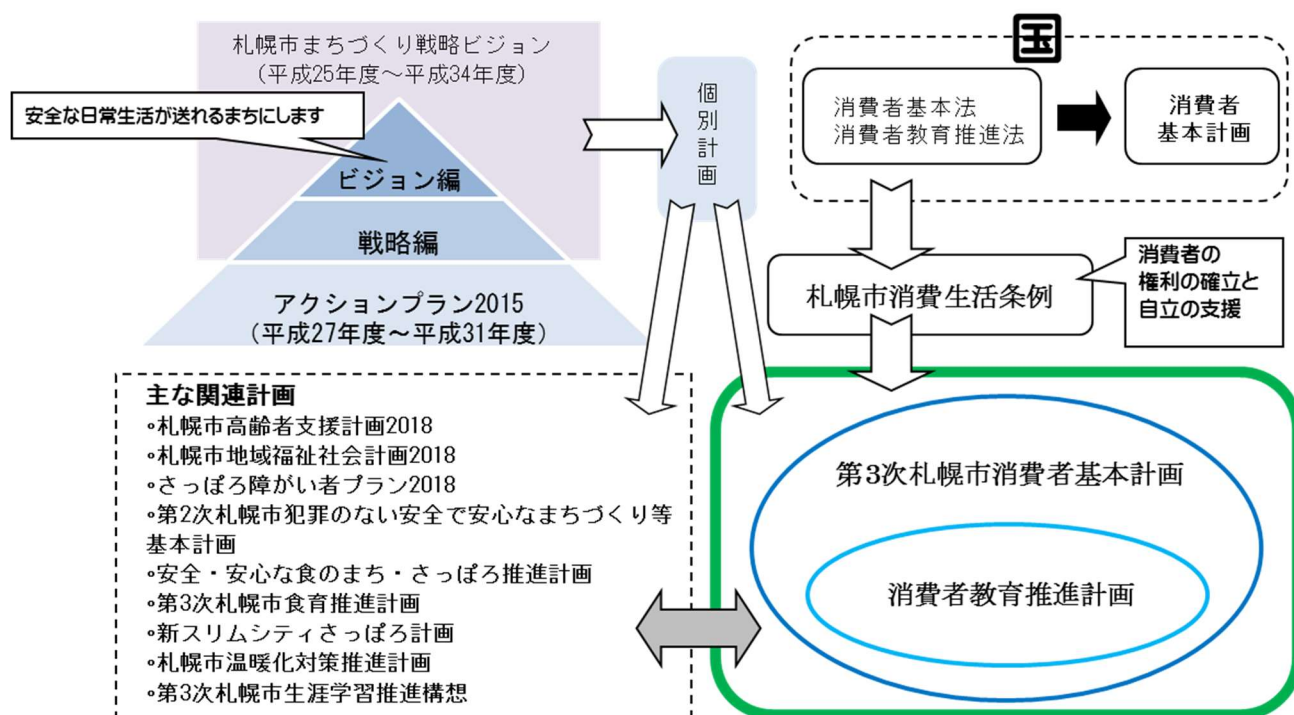
## 第3次札幌市消費者基本計画について(概要)

### 1 計画の位置付け

消費者基本計画は、消費生活条例第10条に基づき策定される計画であるとともに、消費者教育推進法（以下「推進法」という。）第10条の2に定める「消費者教育推進計画」として位置づけられます。

さらに、第3次基本計画は、札幌市の目指すべき都市像、まちづくりの基本的な方向性、まちづくりの重点戦略などを盛り込んだ、札幌市のまちづくりの基本的指針である「札幌市まちづくり戦略ビジョン(平成25年度～令和4年度)」及びその中期実施計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019(令和元年度～4年度)」の個別計画と位置づけられます。

戦略ビジョンにおいては、ビジョン編の第4章「まちづくりの基本目標」の基本目標14『安全な日常生活が送れるまちにします』で行政が取り組むこととして“消費者問題への対策の充実”を挙げています。また、アクションプランにおいても、各種消費者施策を推進することとしています。したがって、第3次基本計画は、これらの実現に向けた施策を推進するために策定したものです。



### 2 計画の期間

第3次基本計画の計画期間は、今後の社会経済情勢に応じて柔軟な見直しを行うといった観点及び「札幌市まちづくり戦略ビジョン」の計画期間との整合性から、5年間(平成30年度～令和4年度)としています。

### 3 計画の構成

第3次基本計画では、消費者問題の現状と課題や第2次基本計画及び消費者教育推進プランの振り返りから、重点的に取り組むべき項目を「重点項目」として掲げています。

また、こうした課題の解決や消費者の権利の確立に向けて、各部局にまたがっている消費者施策を総合的に連携しながら進めるため、消費生活条例の目的と理念を実現するための施策を基本的方向1～9として整理しました。

また、推進法の規定する「消費者教育推進計画」として、本計画では、第1章～第3章と、第4章～第5章のうち下図の網掛の部分位置づけます。

